

石垣市指定管理及び林業・木工事業者等の電力価格高騰対策事業補助金
実施要項

1. 目的

この実施要項は、コロナ禍における原油価格及び物価高騰に伴い、電気料金値上げの影響を強く受けている市内事業者に対し、予算の範囲内において、農政経済課の施設の指定管理及び林業・木工事業者等の電力価格高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市内事業者の事業継続を支援することを目的とする。

補助金の交付に関しては、石垣市補助金等交付規則（平成6年石垣市規則第4号）に定めるもののほか、この実施要項の定めるところによる。

2. 実施時期

令和4年度及び令和5年度予算（石垣市指定管理及び林業・木工事業者等の電力価格高騰対策事業補助金）

令和5年2月24日（金）～令和5年5月31日（水）

3. 補助金の補助要件

- (1) 市内に事業所を有している法人及び個人事業主。
- (2) 事業を現に営んでおり、今後も事業を営む予定がある者。
- (3) 直近1年間の事業所の電気使用料金が、前年度（令和3年4月から令和4年3月まで）の電気使用料金を上回っていること。ただし、操業期間が1年に満たない場合は、任意の連続する3箇月の電気使用料金が上回っていること。
- (4) 石垣市に対する税や使用料等を滞納していない者。
- (5) 石垣市暴力団排除条例（平成23年石垣市条例第18号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員等に該当する者でないこと、また、将来にわたっても、該当しないことを誓約できること。
- (6) 虚偽申請・不正受給した事実が判明した場合及び事業運営等に監視関係法令に違反している事実が判明した場合は、補助した補助金全額を返還すること、また、これにより損害が生じた場合や警察等による捜査の対象となった場合でも、一切の賠償請求等を行わないことに同意すること。
- (7) その他市長が、適当と認めた者。

4. 申請時必要書類

次の資料等の提出を基本とし、八重山森林組合（以下、「事務局」という）の事務局業務にて申請に要する様式等の作成、準備を行う。また、提出書類の返却は行わない。

■共通の提出書類

1. 石垣市電力価格高騰対策事業補助金申請書兼請求書（様式第1号）。
 2. 電気使用料金計算書（別紙1）。
 3. 交付申請書に記載のある電気使用量が確認できる書類の写し（電力会社からの請求内訳書や料金計算書、領収書等）。
 4. 交付申請書に記載のある電気使用量の使用場所が、町内事業所であることを確認できる書類の写し。ただし、他の提出書類で確認できれば、提出を省略することができる。
 5. 振込口座の通帳の写し（口座番号及び名義人氏名が確認出来る箇所）及び、通帳名義人が確認出来る書類の写し。
 6. その他市長が確認に必要と認める書類
6. 申請手続き等
- 本補助金の窓口相談及び申請方法・申請期間
- (1) 相談窓口
 1. 期間：令和5年2月17日（金）～令和5年4月28日（金）※土日祝祭日除く
 2. 場所：事務局（住所：石垣市石垣1396番地の2）
 3. 時間：午前9時～午後5時（正午～午後1時は、休憩時間となります）
 4. 電話：0980-82-4097
 - (2) 申請方法
必要書類一式を揃えて事務局へ持参してください。
 - (3) 申請期間
令和5年2月24日（金）～令和5年4月28日（金）まで
7. 補助金の決定及び補助方法
- (1) 補助金の決定
審査の結果、本補助金の交付を決定したときは、申請者に石垣市指定管理及び林業・木工事業者等の電力価格高騰対策事業補助金交付決定兼確定通知書を発送いたします。
 - (2) 補助金の振込
本補助金の要件に合致することを申請書等により確認のうえ、申請書類の不備がなう、追加書類の提出や内容確認がない場合、申請の受付状況にもよりますが、申請受付後、約1ヶ月以内で申請者の銀行口座に振り込みすることを予定しています。
※混み具合により前後いたします。
 - (3) 補助額
補助金の額は、直近1年間の事業所の電気使用料金が、前年度（令和3年4月から令和4年3月まで）の電気使用料金を上回った額（その額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）の1/2を上限に、予算の範囲内においてと

する。また、事務局業務に要する経費は同様に予算の範囲内とする。

8. 不交付の通知

審査の結果、本補助金を補助しない旨の決定をしたときは、石垣市指定管理及び林業・木工事業者等の電力価格高騰対策事業補助金不交付決定通知書を発送いたします。

9. 本補助金に関する問い合わせ

- (1) 申請（添付書類含む）補助決定（不交付）及び振り込みに関する相談

場所：事務局（住所：石垣市石垣 1396 番地の 2）

電話：0980-82-4097

- (2) 本補助金に関する問い合わせ

場所：石垣市役所 農政経済課（住所：石垣市真栄里 672 番地）

電話：0980-82-1307

10. 留意事項

- (1) 補助金交付の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、申請者は、補助された補助金を返還していただく。
- (2) 本補助金の補助事務を円滑かつ確実に行うため、必要に応じて事務局及び【石垣市は、必要な検査、報告又は是正のための措置を求めることがある。
- (3) 必要に応じて、追加資料の提出及び説明を求めることがある。また、提出書類の返却は原則行わない。
- (4) 書類不備について、期限内に求めに応じていただけない場合、補助の対象にならない場合がある。

11. その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。ただし、軽微な事項については、本市と事務局の協議によって定める。

様式第1号

石垣市電力価格高騰対策事業補助金 交付申請書兼請求書

年 月 日

石垣市長 殿

石垣市指定管理及び林業・木工事業者等の電力価格高騰対策事業補助の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

1. 申請者の情報等

申請者の種別 (該当するものに☑)		<input type="checkbox"/> 法人	<input type="checkbox"/> 個人事業主
法人又は個人事業主の事業所名	フリガナ		
	名称		
	郵便番号		TEL
	所在地		
法人代表又は個人事業主	フリガナ		
	職名・氏名		
	自宅住所		
	生年月日		
本件担当者	フリガナ		TEL
	担当者		

2. 請求金額 請求金額 円

3. 振込先

振込先 金融機関	金融機関		本・支店名	
	口座種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

必要な書類として、次に掲げるものを添付すること。

- 1 令和3年度又は直近1年間の電気使用料金領収書
- 2 令和4年中における電気使用料金領収書
- 3 添付書類
 - (1) 電気使用量計算書（別紙1）
 - (2) 交付申請書に記載のある電気使用料金が確認できる書類の写し
（電力会社からの請求内訳書や領収書、通常の写し、振込控等）
 - (3) 交付申請書に記載のある電気使用料金の使用場所が、市内事業所であることを確認できる書類の写し。ただし、他の提出書類で確認できれば、提出を省略することができる。
 - (4) 振込先が確認できる通帳又はカードの写し
 - (5) その他市長が確認に必要と認める書類

電気使用料金計算書（別紙1）

（1）補助対象経費

[単位：円]

番号	使用月	令和3年度（直近1年間）	令和4年度（任意の連続する3箇月）
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
合計		【B】	【A】 ①

【A】 _____ 円 - 【B】 _____ 円

= 【補助対象経費】 _____ 円

補助交付申請額算定

【補助対象経費】 _____ 円 × 【補助率】 1 / 2 =

= 【補助金交付申請額】 _____ 円

※千円未満切り捨て